

日本年金学会

# 副業と厚生年金

2018年10月25日

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構  
杉田 健

[k-sugita@nensoken.or.jp](mailto:k-sugita@nensoken.or.jp)

# 本日の発表内容

- 本日の結論
- 副業・兼業に向けた社会的気運
- 副業の事務
- 副業と標準報酬
- 自営業の週20時間バイト
- 今後の対応

## 研究の経緯:

- ・2018年1月9日:年金総合研究所の「多様な雇用形態に対応する年金制度」研究会の分科会で発表
- ・2018年1月10日:年金シニアプラン総合研究機構のウェブサイトに掲載

## 本日の結論

---

- 本業先も副業先も非適用の場合、ドイツのように労働時間等を合算して適用要件を判定することを検討。
- 副業の手続きの簡易化としての事後調整の仕組みの検討。
- 副業による本業保険料の変動対策として、標準報酬の廃止。報酬月額に保険料率を乗じて保険料を徴収することにする。
- 自営業の週20時間バイト対応として、国民年金と厚生年金の統合。

# 副業・兼業に向けた 社会的気運

# 経済財政運営と改革の基本方針 2018 について

## 2018年 6月 15 日 閣議決定

- 長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成  
企業が長期の教育訓練休暇制度を導入し、社員が休暇を取得して学び直しをした場合に、企業に対して、人材開発支援助成金による支援を新たに行う。また、従業員の学び直し、副業・兼業に向けた社会的気運を醸成する。

(注) 下線は筆者による。

「働き方改革実行計画」から  
2017年3月28日 働き方改革実現会議決定

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。
- 他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

(注)下線は筆者による。

## 兼業・副業に取り組む個人事例

個人事例	兼業・副業タイプ
石川 貴志 氏	社会課題・社会的な活動への関心から、「働き方と組織の未来」を考える取組を開始
市橋 健 氏	兼業・副業で地ビール・ビジネスを創業、地域貢献を实践
片山 裕子 氏	職業特有のスキルを活かして、新たな付加価値を生む事業を立ち上げ
加藤 遼 氏	社会課題解決に向けて、自らのスキルや経験を活かしたい
北田 健 氏	兼業・副業を活かして実家の家業を継承
正能 茉優 氏	在学中起業した会社経営を維持し、事業会社にて複業
前佛 雅人 氏	自分のやりたいことと家族のサポートを両立
永岡 恵美子 氏	みんなを幸せにする“福業”で、自分の培ってきたスキルと時間を有効に社会へ還元
西村 創一郎 氏	本業では得難いスキル・経験・ネットワークを得て、本業・複業で新規事業を企画
吉川 雅志 氏	兼業・副業を通じて他産業へ転職、兼業・副業で自社サービスを活用しサービス改善
渡辺 トオル 氏	経営者の立場で複数の企業に参画し「複業」化
渡邊 智浩 氏	兼業・副業を活かし本業で新規事業を立ち上げ、本業・副業連携で顧客開拓

(出典) 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 経済産業政策局 産業人材政策室『兼業・副業を通じた創業・新事業創出事例集』2017年5月。

## 兼業・副業に取り組む企業事例

企業事例	兼業・副業の方針
オイシックス株式会社	兼業・副業が「当たり前」の会社に
株式会社クラウドワークス	従業員の働き方が会社のショーケース
サイボウズ株式会社	100人いれば、100通りの人事制度があって良い
さくらインターネット株式会社	働き方改革の取組の一つに位置づけ、社員の創造性と生産性の向上を支援
株式会社ドン・キホーテ	対象者限定で兼業先との労働時間通算を試行
株式会社フューチャースピリッツ	会社公認"働かない制度"
株式会社MUGENUP	多様な経験が社員の創造性を刺激し、個々の成長を促すことで事業の成長へ
大手製造業A社	優秀な人材＝タレント確保、シニア世代のセカンドキャリア開拓

(出典)中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 経済産業政策局 産業人材政策室『兼業・副業を通じた創業・新事業創出事例集』2017年5月。

# 副業の事務

## 社会保険の適用(1/3)

### ① 副業先が自営業の場合

第2号被保険者が自営業で副業を始めても第2号被保険者のままなので、自営業である副業先からの所得が多くなっても社会保険料は変わらない。→自営業の20時間バイトと共通の課題

### ② 本業先も副業先も非適用の場合

社会保険の適用にあたり、適用要件は事業所ごとに判断する。このため、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

## 社会保険の適用(2/3)

### ③ 本業先も副業先も適用の場合

- 厚生年金は厚生年金保険法施行規則第1条第1項により、被保険者または七十歳以上の使用される者は、同時に二以上の事業所または事務所に使用されるに至ったとき(その二以上の事業所にかかる日本年金機構(以下「機構」)の業務が二以上の年金事務所に分掌されている場合に限る)は、その者に係る機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。
- また健康保険は健康保険法施行規則第1条により、被保険者(日雇特例被保険者を除く)は、同時に二以上の事業所または事務所に使用される場合において、保険者が二以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。

## 社会保険の適用(3/3)

- 被保険者は事実発生から10日以内に、年金事務所を選択した場合は本人が直接年金事務所に「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を提出し、健康保険組合を選択した場合は「健康保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を事業主経由で当該健康保険組合に、さらに「厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を本人が直接年金事務所に提出しなければならない。
- 健康保険組合が選択された場合の実務としては、非選択事業所に提出された資格取得届(写)または決定通知書(写)のように報酬額・事業所名称などのわかるものを添付するとなっている。
- この結果、副業先は必ず本業先に知られることになる。

# 米国

- 米国の公的年金OASDIは、2017年12月末現在で受給者61,903千人、年間給付総額9,567億ドル(1ドル110円で105兆円)である。
- 米国では年金の保険料を社会保障税として徴収するので、被用者、使用者、および自営業者は課税対象となる就業からの稼得額のうちOASDIの課税上限額に至るまでの額に対して、社会保障税を支払わなければならない。
- この上限額は、毎年、全国平均年間賃金の上昇率にスライドして引き上げられ、2018年は年 128,400ドルである。税率は、被用者 12.4%(事業主・従業員とも 6.2%、労働者分は事業主が源泉徴収)、自営業者 12.4%(2018年)である。
- 複数就業のために課税限度を越す被用者は超過支払い分の払戻しを確定申告で受けることができる(IRS “Topic Number 608 – Excess Social Security and RRTA Tax Withheld”)。

# 英国

- 英国の社会保険制度は国民保険(National Insurance)と呼ばれ、年金のみならず失業も対象としている。
- 複数の勤務先を持つ者に対する国民保険適用の有無は、基本的に雇用毎の賃金額により決定され、いずれかの雇用における賃金額が所定の額を超える場合にのみ、各雇用主が、被用者分と合わせて国民保険の保険料を納付する。
- これについては、所得税の課税ベースが複数の仕事の報酬を合算する手法をとっていることになり、合算した報酬により、適用の有無を判定すべきである、との議論もある。

## ドイツ(1/2)

- ドイツでは、労働報酬の最初の1ユーロから年金保険および医療保険の事業主保険料が賦課されている。
- 賃金平均月額が450ユーロ以下である「僅少雇用(geringfügige Beschäftigung)」は「ミニジョブ」と呼ばれる。ミニジョブ労働者は事業主負担の対象であるにもかかわらず、従来は任意加入だったが、2013年からミニジョブ労働者も原則加入義務対象となった。
- しかし労働者が使用者に文書で適用除外を申請すると免除可能である。
- この場合でも使用者の社会保険料および労働保険料負担は免除されず、年金保険料、健康保険料、雇用保険料および介護保険料の半分以上の一定額ならびに労災保険料の全額の保険料負担義務がある。
- 賃金月額が450ユーロ超の場合の年金保険料は事業主・従業員とも9.35%ずつであるが、ミニジョブの場合は事業主15.0%であり、従業員が拠出する場合は3.9%と、事業主負担が高くなっている。
- ドイツ労働総同盟(DGB)は「社会保険義務のある雇用を空洞化させ、低賃金セクターを固定させる要因になっている」として、批判的。

## ドイツ(2/2)

- ミニジョブ以外で副業をする労働者(自営を除く)は通常は社会保険に加入して労使で保険料を負担し、それぞれに対応した被保険者の請求権も獲得する。しかし、ミニジョブは、社会保険の労働者負担分が免除になる分、社会保険(医療、介護)は適用除外となる。なお、ミニジョブ労働者に事業主が保険料を負担しても、健康保険については医療給付請求権を得ることはないが、年金保険については年金給付の算定基礎となる報酬に反映される。
- 複数のミニジョブに従事している場合は、合算され、月額450ユーロを超えると、社会保険加入義務が発生する。また、社会保険加入義務がある本業をしながら複数のミニジョブを行う場合、1社を除いて本業の収入と合算することとされる。

## 副業対応の事務の方向性(1/2)

- 本業先も副業先も非適用の場合、適用要件は事業所ごとに判断
  - このため、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。
- ⇒ 本来ドイツのように合算して適用・不適用を判断すべきでは？その場合事務負担は？

## 副業対応の事務の方向性(2/2)

- 従業員が事後的に年金機構に届出ることによって二以上事業所の合算をすることが検討課題となる。  
→事務負担は？
- 現行の制度の延長線上で考えると、事業主負担保険料の事後の調整を(還付または追加徴収)伴うので非現実的であるが、事業主負担保険料は事後調整をしないという整理もあろう。
- 次に年度末に複数の勤務先の勤務時間を合算して20時間以上になり第2号被保険者の資格を満たす場合は、遡及して第2号被保険者になる制度を構築する必要がある。そして翌年度からは第2号被保険者として会社から保険料徴収されることになる。  
→事務負担は？ 健保との関係は？

# 副業と標準報酬

## 問題の所在と計算例の前提

- 副業を始めると、保険料の基準給与が等級分け後の給与であるため、本業の保険料が変動する場合がある。特に、上昇した場合は本業先の会社から追加負担を求められることがある。

- 以下、例を示す。

### 前提

A社を本業先としている人が、副業でB社にも勤務を開始。

両方で健保・年金の適用者になったとする。

本業の報酬月額が標準報酬月額が360,000円<sup>(注1)</sup>の水準。

副業の報酬月額は100,000円～720,000円<sup>(注2)</sup>の水準。

(典型例としては本業の半分180,000円の水準)

健康保険料はA社、B社とも100/1000、すなわち10%。

年金保険料は183/1000、すなわち18.3%。

(注1) 厚生労働省「厚生年金保険 業態別 産業別 適用状況調」2016年9月1日現在より、一般男子の標準報酬月額の平均は351,853円より、一番近い360,000円とする。

(注2) 時給1000円として20時間5週間働いたとすると、月収100,000円、これを最低とする。720,000円は本業の倍ということ。

## 標準報酬月額表(一部)

報酬月額		標準報酬月額 (健康保険)	標準報酬月額 (厚生年金)
円以上	円未満		
93,000	101,000	98,000	98,000
101,000	107,000	104,000	104,000
107,000	114,000	110,000	110,000
114,000	122,000	118,000	118,000
122,000	130,000	126,000	126,000
130,000	138,000	134,000	134,000
138,000	146,000	142,000	142,000
146,000	155,000	150,000	150,000
155,000	165,000	160,000	160,000
165,000	175,000	170,000	170,000
175,000	185,000	180,000	180,000
185,000	195,000	190,000	190,000
195,000	210,000	200,000	200,000
210,000	230,000	220,000	220,000
230,000	250,000	240,000	240,000
250,000	270,000	260,000	260,000
270,000	290,000	280,000	280,000
290,000	310,000	300,000	300,000
310,000	330,000	320,000	320,000
330,000	350,000	340,000	340,000
350,000	370,000	360,000	360,000

報酬月額		標準報酬月額 (健康保険)	標準報酬月額 (厚生年金)
円以上	円未満		
370,000	395,000	380,000	380,000
395,000	425,000	410,000	410,000
425,000	455,000	440,000	440,000
455,000	485,000	470,000	470,000
485,000	515,000	500,000	500,000
515,000	545,000	530,000	530,000
545,000	575,000	560,000	560,000
575,000	605,000	590,000	590,000
605,000	635,000	620,000	620,000
635,000	665,000	650,000	620,000
665,000	695,000	680,000	620,000
695,000	730,000	710,000	620,000
730,000	770,000	750,000	620,000
770,000	810,000	790,000	620,000
810,000	855,000	830,000	620,000
855,000	905,000	880,000	620,000
905,000	955,000	930,000	620,000
955,000	1,005,000	980,000	620,000
1,005,000	1,055,000	1,030,000	620,000
1,055,000	1,115,000	1,090,000	620,000

## ケース1. 本業先標準報酬月額が報酬月額の切下げの場合 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 180,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	標準報酬月額	保険料
A社	369,000円	360,000円	健保:36,000円 年金:65,880円

切下げ

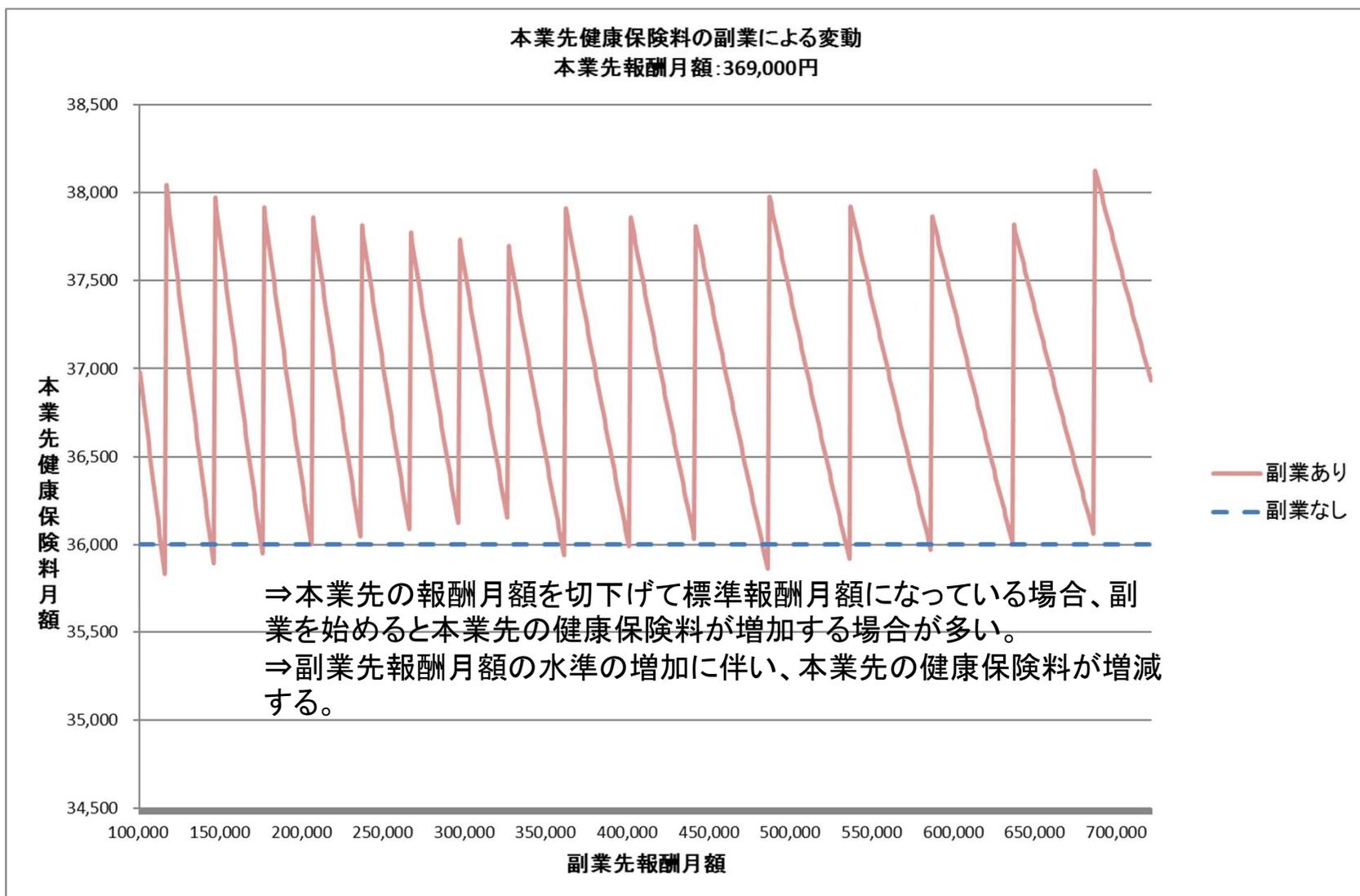
副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	標準報酬月額	保険料	按分後保険料月額
A社	369,000円	549,000円	560,000円	健保 56,000円	健保:37,639円 年金:68,880円
B社	180,000円			年金 102,480円	健保:18,361円 年金:33,600円

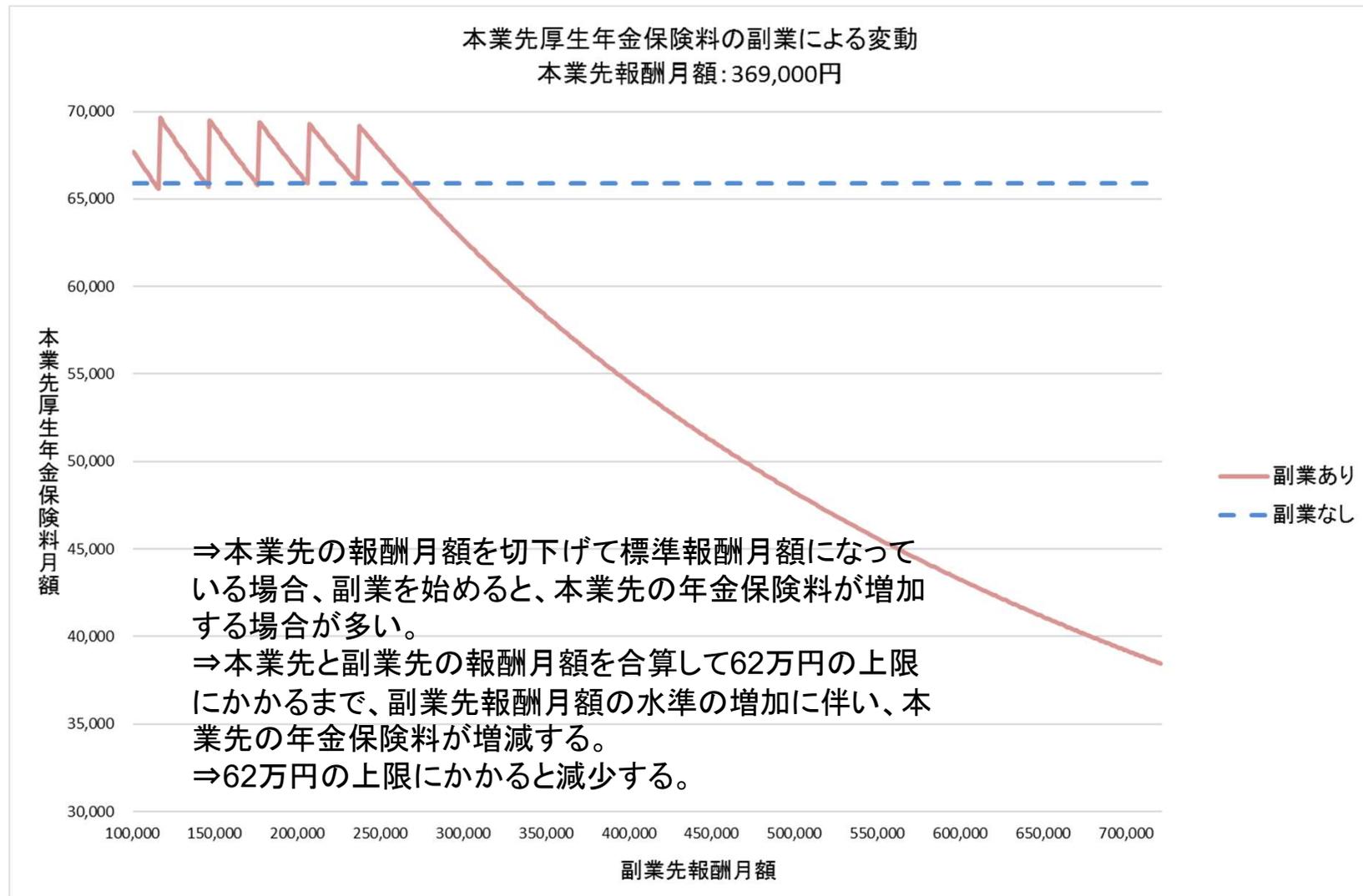
増加

⇒ 副業を始めると本業先の保険料が増加する。

# ケース1.本業先標準報酬月額が報酬月額の切下げの場合の健保 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



# ケース1.本業先標準報酬月額が報酬月額の切下げの場合の年金 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



## ケース1a.本業先標準報酬月額が報酬月額の切下げの場合 (報酬月額ベース、副業先報酬月額 180,000円)

### 副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	<del>標準報酬月額</del>	保険料
A社	369,000円	<del>360,000円</del>	健保:36,900円 年金:67,527円

### 副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	<del>標準報酬月額</del>	保険料	按分後保険料月額
A社	369,000円	549,000円	<del>560,000円</del>	健保: 54,900円	健保:36,900円 年金:67,527円
B社	180,000円			年金: 100,467円	健保:18,000円 年金:32,940円

⇒標準報酬月額の代わりに、報酬月額を使用して保険料を計算すると、本業先と副業先と合算して620,000円の上限にかからない限り、本業先の保険料は変わらない。

## ケース2.本業先標準報酬月額が報酬月額の切上げの場合 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 180,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	標準報酬月額	保険料
A社	350,000円	360,000円	健保:36,000円 年金:65,880円

↑ 切上げ

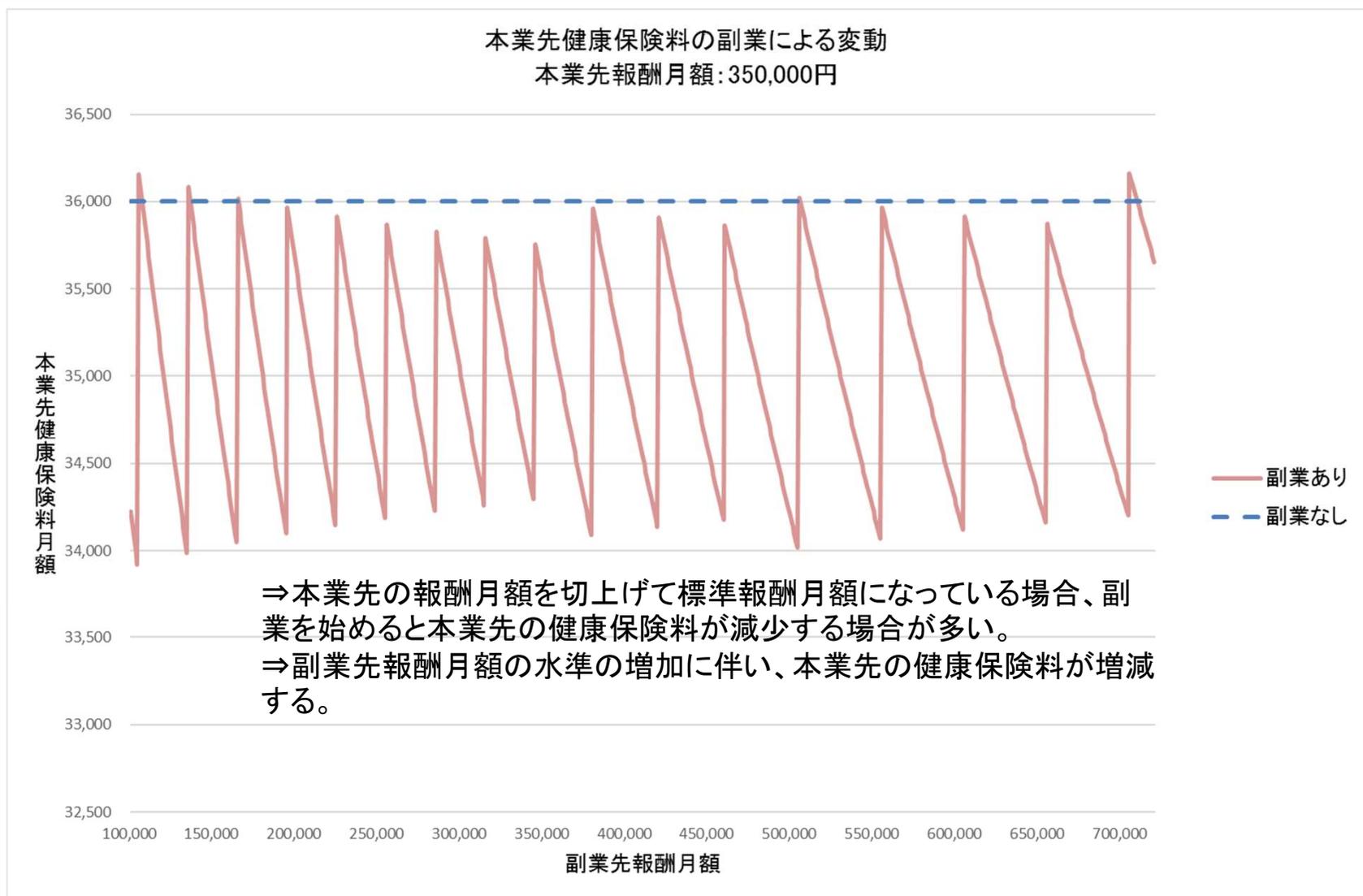
副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	標準報酬月額	保険料	按分後保険料月額
A社	350,000円	530,000円	530,000円	健保: 53,000円	健保:35,000円 年金:64,050円
B社	180,000円			年金: 96,990円	健保:18,000円 年金:32,940円

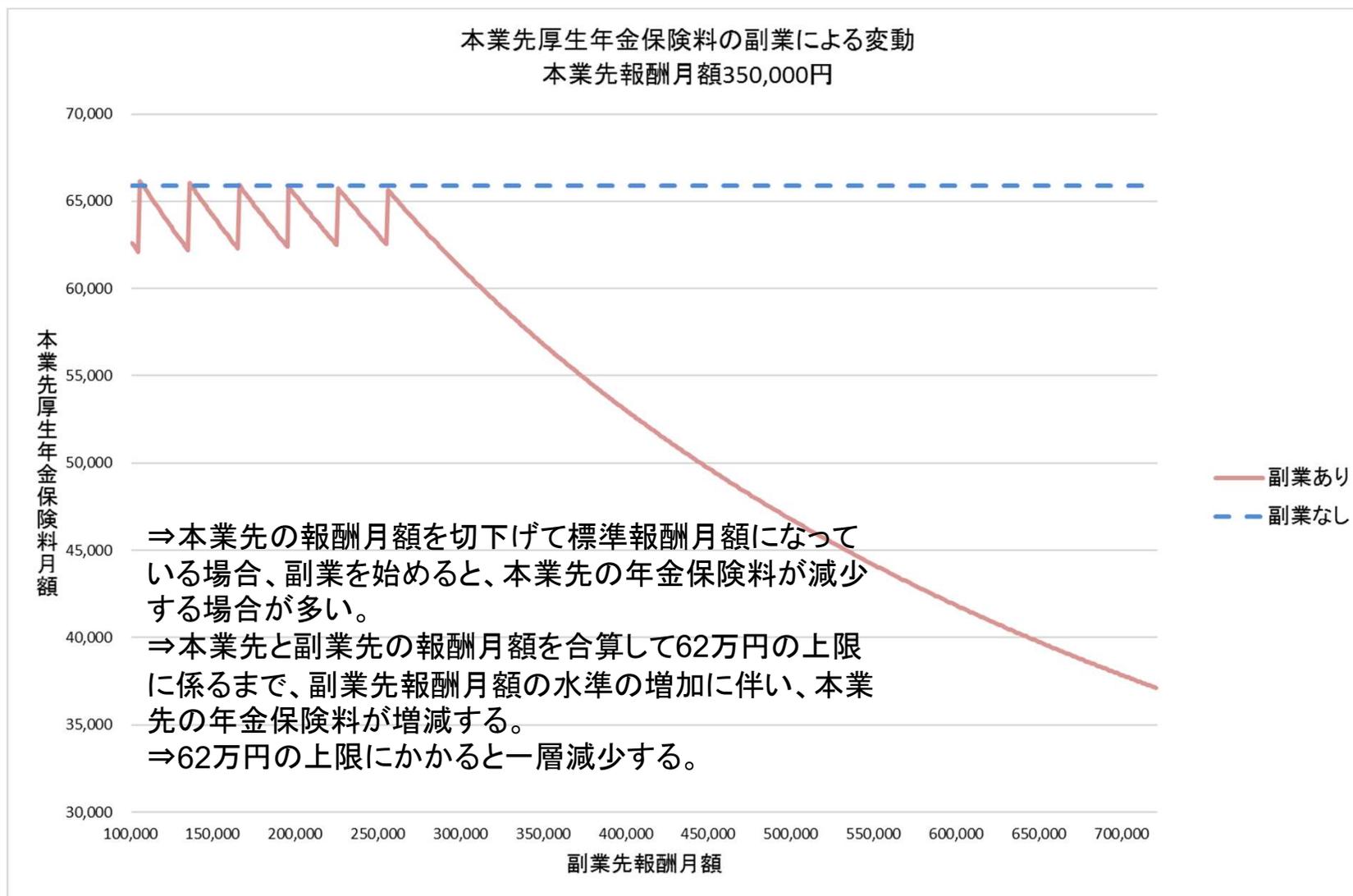
減少

⇒ 副業を始めると本業先の保険料が減少する。

## ケース2.本業先標準報酬月額が報酬月額の切上げの場合の健保 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



## ケース2.本業先標準報酬月額が報酬月額の切上げの場合の健保 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



ケース2a.本業先標準報酬月額が報酬月額の切上げの場合  
(報酬月額ベース、副業先報酬月額 180,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	<del>標準報酬月額</del>	保険料
A社	350,000円	<del>360,000円</del>	健保:35,000円 年金:64,050円

副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	<del>標準報酬月額</del>	保険料	按分後保険料月額
A社	350,000円	530,000円	<del>530,000円</del>	健保: 53,000円	健保:35,000円 年金:64,050円
B社	180,000円			年金: 96,990円	健保:18,000円 年金:32,940円

⇒標準報酬月額の代わりに、報酬月額を使用して保険料を計算すると、本業先と副業先と合算して620,000円の上限に係らない限り、本業先の保険料は変わらない。

### ケース3.本業先の標準報酬月額が報酬月額と同じ場合 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 180,000円)

#### 副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	標準報酬月額	保険料
A社	360,000円	360,000円	健保:36,000円 年金:65,880円

#### 副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	標準報酬月額	保険料	按分後保険料月額
A社	360,000円	540,000円	530,000円	健保: 53,000円	健保:35,333円 年金:64,660円
B社	180,000円			年金: 96,990円	健保:17,667円 年金:32,330円

減少

⇒ この場合、副業を始めると本業先の保険料が減少する。

ケース3.本業先の標準報酬月額が報酬月額と同じ場合  
(標準報酬ベース、副業先報酬月額 185,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	標準報酬月額	保険料
A社	360,000円	360,000円	健保:36,000円 年金:65,880円

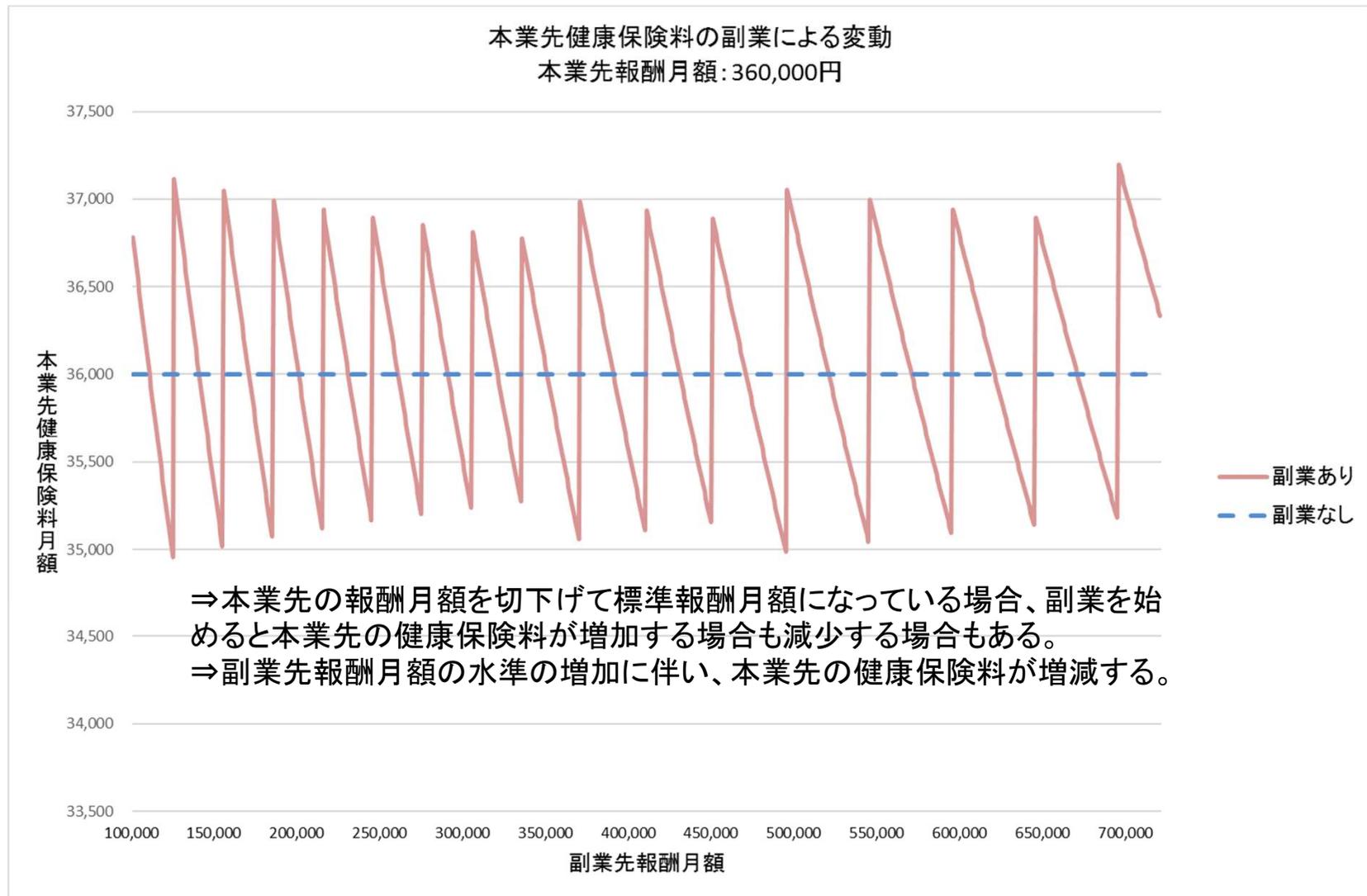
副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	標準報酬月額	保険料	按分後保険料月額
A社	360,000円	545,000円	560,000円	健保: 56,000円	健保:36,991円 年金:67,693円
B社	185,000円			年金: 102,480円	健保:19,009円 年金:34,787円

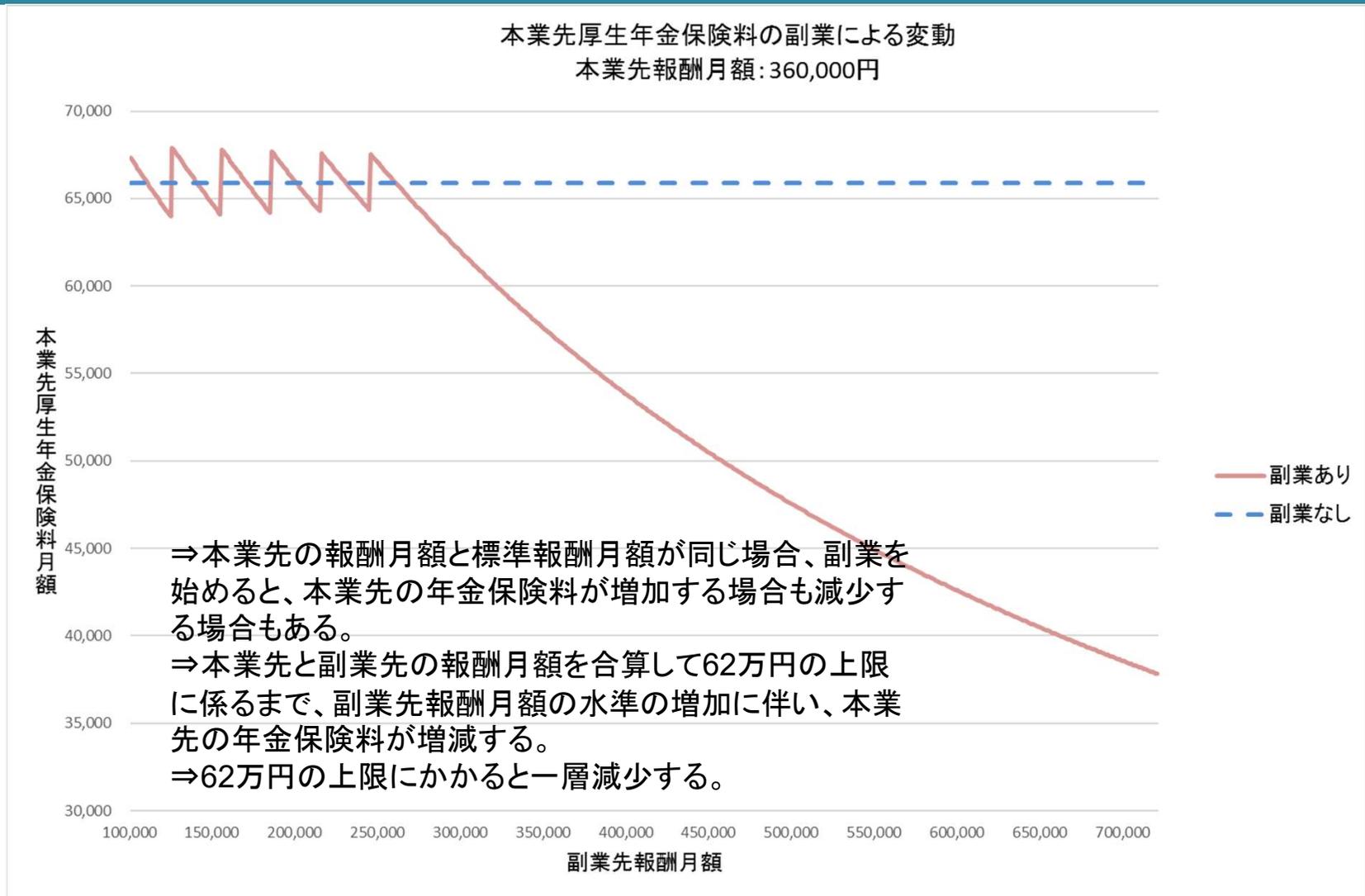
増加

⇒ この場合、副業を始めると本業先の保険料が増加する。

### ケース3.本業先標準報酬月額が報酬月額と同じ場合の健保 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



### ケース3.本業先標準報酬月額が報酬月額と同じ場合の年金 (標準報酬ベース、副業先報酬月額 100,000円～720,000円)



ケース3a.本業先の標準報酬月額が報酬月額と同じ場合  
(報酬月額ベース、副業先報酬月額 180,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	<del>標準報酬月額</del>	保険料
A社	360,000円	<del>360,000円</del>	健保:36,000円 年金:65,880円

副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	<del>標準報酬月額</del>	保険料	按分後保険料月額
A社	360,000円	540,000円	<del>530,000円</del>	健保: 54,000円	健保:36,000円 年金:65,880円
B社	180,000円			年金: 98,820円	健保:18,000円 年金:32,940円

⇒標準報酬月額の代わりに、報酬月額を使用して保険料を計算すると、本業先と副業先と合算して620,000円の上限にかからない限り本業先の保険料は変わらない。

ケース3a.本業先の標準報酬月額が報酬月額と同じ場合  
(報酬月額ベース、副業先報酬月額 185,000円)

副業を始める前の社会保険料

会社	報酬月額	<del>標準報酬月額</del>	保険料
A社	360,000円	<del>360,000円</del>	健保:36,000円 年金:65,880円

副業を始めた後の社会保険料

会社	報酬月額	報酬月額(合算)	<del>標準報酬月額</del>	保険料	按分後保険料月額
A社	360,000円	545,000円	<del>560,000円</del>	健保: 54,500円	健保:36,000円 年金:65,880円
B社	185,000円			年金: 99,735円	健保:18,500円 年金:33,855円

⇒標準報酬月額の代わりに、報酬月額を使用して保険料を計算すると、本業先と副業先と合算して620,000円の上限にかからない限り、本業先の保険料は変わらない。

## 分析のまとめ

- 本業先の報酬月額を切下げて標準報酬月額になっている場合、副業(適用)を始めると本業先の保険料が増加する場合が多い(年金保険料は報酬月額上限に達すると減少)。
- 本業先の報酬月額を切上げて標準報酬月額になっている場合、副業(適用)を始めると本業先の保険料が減少する場合が多い。
- 本業先の報酬月額が標準報酬月額と一致する場合、副業(適用)を始めると、副業先の報酬月額と標準報酬月額の関係によって、本業先の保険料が増加する場合も減少する場合もある(年金保険料は報酬月額上限に達すると減少)。
- 標準報酬月額の代わりに、報酬月額を使用して保険料を計算すると、本業先の保険料は変わらない。しかし、報酬月額を使用しても上下限を適用した場合は、変動する。

## 制度設計上の論点

- 実際には副業先を自営業にするなり短時間勤務にして適用対象にしないことが多いと、問題は少ないかもしれない。
- 本業も副業も適用対象の人が増えると課題になる。また、ドイツのように本業と副業の勤務時間を合算して適用非適用を判定すると、合算対象が増えて課題となる。
- 上限の存在については、本業先の保険料を減らす方向に働くので問題は軽微。
- 一方で標準報酬を廃止して報酬月額を基準に保険料徴収をしようとする、従来は年1回の変更(定時決定)が毎月変更になり事務量が増えるので、労働保険のように概算払いにして、年1回確定払いで調整というような仕組みにする必要がある。
- 別の観点として、報酬月額のほうが標準報酬よりも本人が給与明細を使ってチェックがしやすいというメリットがある。

# 自営業の週20時間バイト

## 前提

- 保険料計算の対象者は42歳、独身で千葉県市川市在住のWebデザイナーとする(千葉県市川市と特定したのは、国民健康保険料が自治体によって異なるため特定の自治体としたためであり他意はない)。
- このWebデザイナーの仕事は波がある(平均月収140,000円)ので、毎月の最低限の収入は会社勤め(パート)で支えらるとする。週19時間勤務(月収114,000円)でパート先の社会保険に入らない場合と、週20時間勤務(月収120,000円)でパート先の社会保険に入る場合を考える。なおパート先の健康保険は協会健保とする。
- 計算時点:2018年1月末。

# 前提

表1 自営業と週19時間パートで働く場合の収入

	デザインの仕事	パート	合計
月収	140,000円	114,000円	254,000円
年収	1,680,000円	1,368,000円	3,048,000円

表2 自営業と週20時間パートで働く場合の収入

	デザインの仕事	パート	合計
月収	140,000円	120,000円	260,000円
年収	1,680,000円	1,440,000円	3,120,000円

## 週19時間勤務でパート先社会保険非加入 の場合の保険料計算(国保+国年)(1/2)

### 国民健康保険料計算のためのパラメータ

項目	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	7.3%	0%	12,000円	20,400円	540,000円
支援分	1.45%	0%	6,800円	0円	190,000円
介護分	1.5%	0%	10,800円	0円	160,000円

### 国民健康保険料計算のための所得割の計算基礎

国民健康保険の所得割の基礎となる給与は税務上の総所得金額—330,000円である。

総所得金額を計算する。

給与収入は1,368,000円である。

収入が1,800,000円以下の場合、給与所得控除は給与収入の4割  
(1,368,000円×0.4=547,200円)と650,000円の大きい方なので、  
給与所得控除は650,000円である。

この結果、国民健康保険の所得割の基礎となる給与は

$1,368,000 - 650,000 + 1,680,000 - 330,000 = 2,068,000$ 円  
となる。

## 週19時間勤務でパート先社会保険非加入 の場合の保険料計算(国保+国年)(2/2)

### 国民健康保険料計算

以下の、医療分・支援分・介護分の合算で年額261,972円となる。

#### ・医療分

① 所得割	2,068,000 円	×	0.073	=	150.964円
② 均等割	12,000円	×	1人	=	12,000円
③ 平等割	20,400円	×	1世帯	=	20,400円
				合計	183,364円

#### ・支援分

① 所得割	2,068,000 円	×	0.0145	=	29,986円
② 均等割	6,800円	×	1人	=	6,800円
③ 平等割	0円	×	1世帯	=	0円
				合計	36,788円

#### ・介護分

① 所得割	2,068,000 円	×	0.015	=	31,020円
② 均等割	10,800円	×	1人	=	10,800円
③ 平等割	0円	×	1世帯	=	0円
				合計	41,820円

平成29年4月～平成30年3月の国民年金保険料は月16,490円である。

## 週20時間勤務でパート先社会保険加入 の場合の保険料計算(健保+厚年)

### <健康保険>

月収12万円の場合の標準報酬月額は118,000円であり、このWebデザイナーは年齢が42歳なので介護保険第2号被保険者に該当して協会健保の保険料率は11.56%、本人負担はその半分で5.78%であるので、 $118,000円 \times 5.78\% = 6,820.4円$ が健康保険料である。

### <厚生年金>

厚生年金保険料率は18.3%であり、本人負担はその半分の9.15%であるから、 $118,000円 \times 9.15\% = 10,797円$ が厚生年金保険料である。

# 社会保険料比較

表3 自営業と週19時間または20時間パートで働く場合の社会保険料比較

パート先の勤務時間	収入	健康保険料	年金保険料	合計
週19時間勤務でパート先の社会保険非加入	月収 254,000円 年収 3,048,000円	国民健康保険料 月額 21,831円 年額 261,972円	国民年金保険料 月額 16,490円 年額 197,880円	月額 38,321円 年額 459,852円
週20時間勤務でパート先の社会保険加入	月収 260,000円 年収 3,120,000円	健康保険料 (本人負担分) 月額 6,820円 年額 81,840円	厚生年金保険料 (本人負担分) 月額 10,797円 年額 129,564円	月額 17,617円 年額 211,404円

要因：週20時間勤務の場合、社会保険料を会社が半額負担。

2号被保険者になると、自営業の収入は保険料に反映されない。

# 対応

## ■ 国民年金と厚生年金の統合

- 畑満「日本の公的年金・企業年金の将来像について」『日本年金学会誌』第30号、2011年3月30日。

保険料賦課基準所得は、給与所得者については、英国のように最低稼得収入額を超えた額に保険料を賦課するとして、給与所得控除の下限に基礎控除を加えた103万円に設定し、被用者については、この額を上回る給与収入を所得比例給付算定対象所得と定め、保険料を賦課する。但し、この最低稼得収入額を下回る場合も記録管理を行い、年金加入期間として算入する。

一方、事業所得についても、支払給与から基礎控除を控除した額を所得比例給付算定対象所得とする。給与収入が103万円未満ならば、所得比例給付算定対象所得はゼロであるが、事業主負担については所得上限なしで支払給与総額そのものに保険料賦課を行う。

- 福山圭一「今こそ国民年金を含む公的年金一元化を」2018年10月。  
第1号被保険者は、原則として標準報酬月額9.8万円を適用。

# 今後の対応

## 副業は増えるのか？

---

- 副業している暇があるのか？  
「そもそも、日本のサラリーマンはそんなに暇じゃない。」  
海老原嗣生 2017.12.17 07:00AERA#働き方
- 実務家の情報発信に対する環境が改善すると良い。
- 副業を被用者としてではなく自営業として行うパターンが多いのでは。
- 短時間雇用の、かけ持ち→副業が増える。

# 日本における副業者の推移

○ 副業を希望している者



○ 副業をしている就業者



出典:厚生労働省  
「柔軟な働き方に関する検討会」2017年10月3日、資料6(総務省「就業構造基本調査」より)より抜粋。

# 米国における副業者の推移



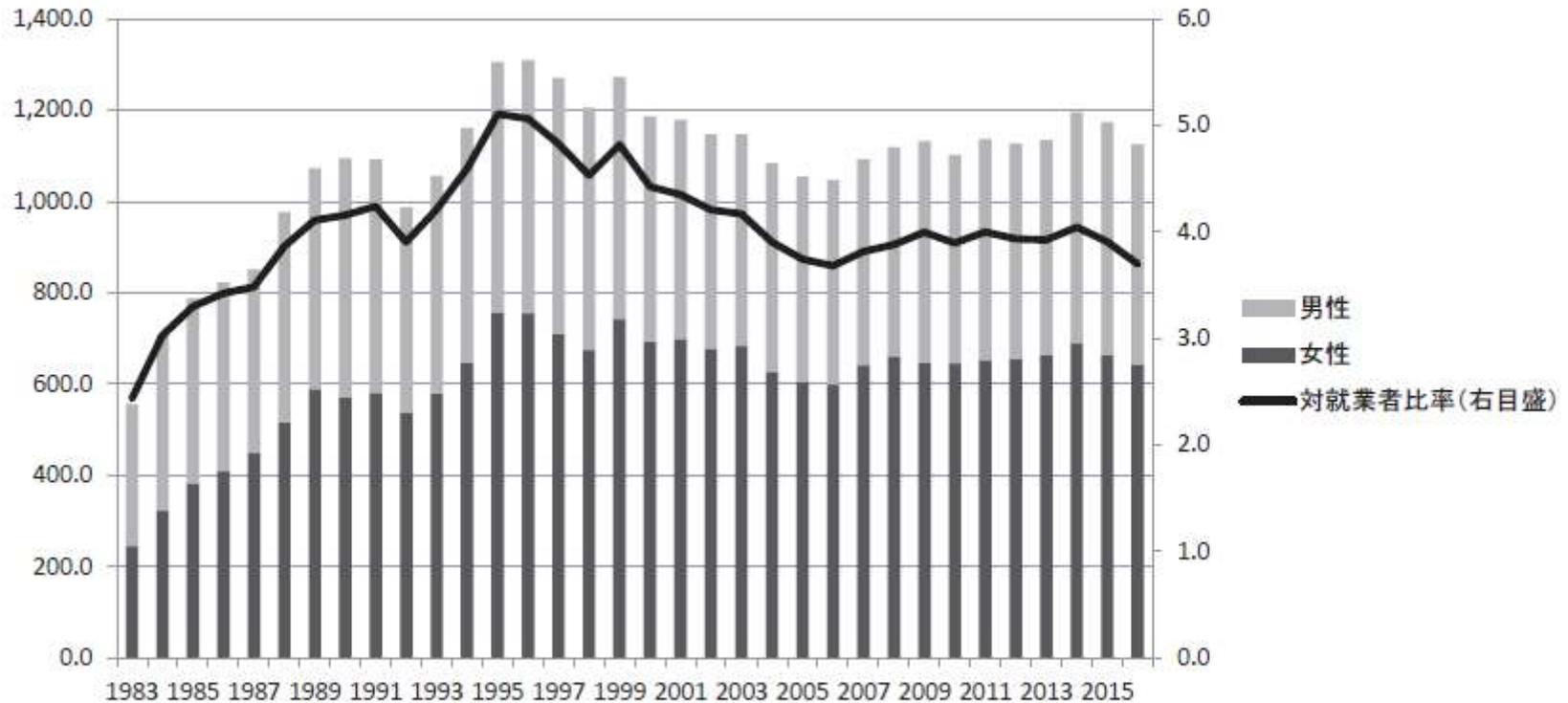
Figure 1: Multiple jobholding rate

NOTE: MA-smoothed time series cleared from seasonal variations and the effects of changes in demographics. Gray-shaded areas indicate NBER recession periods.

(出典) Etienne Lalé (2016) “The Evolution of Multiple Jobholding in the U.S. Labor Market: The Complete Picture of Gross Worker Flows”

# 英国における副業者の推移

図表 1-1 複数就業者数・対就業者比率の推移（千人・％）

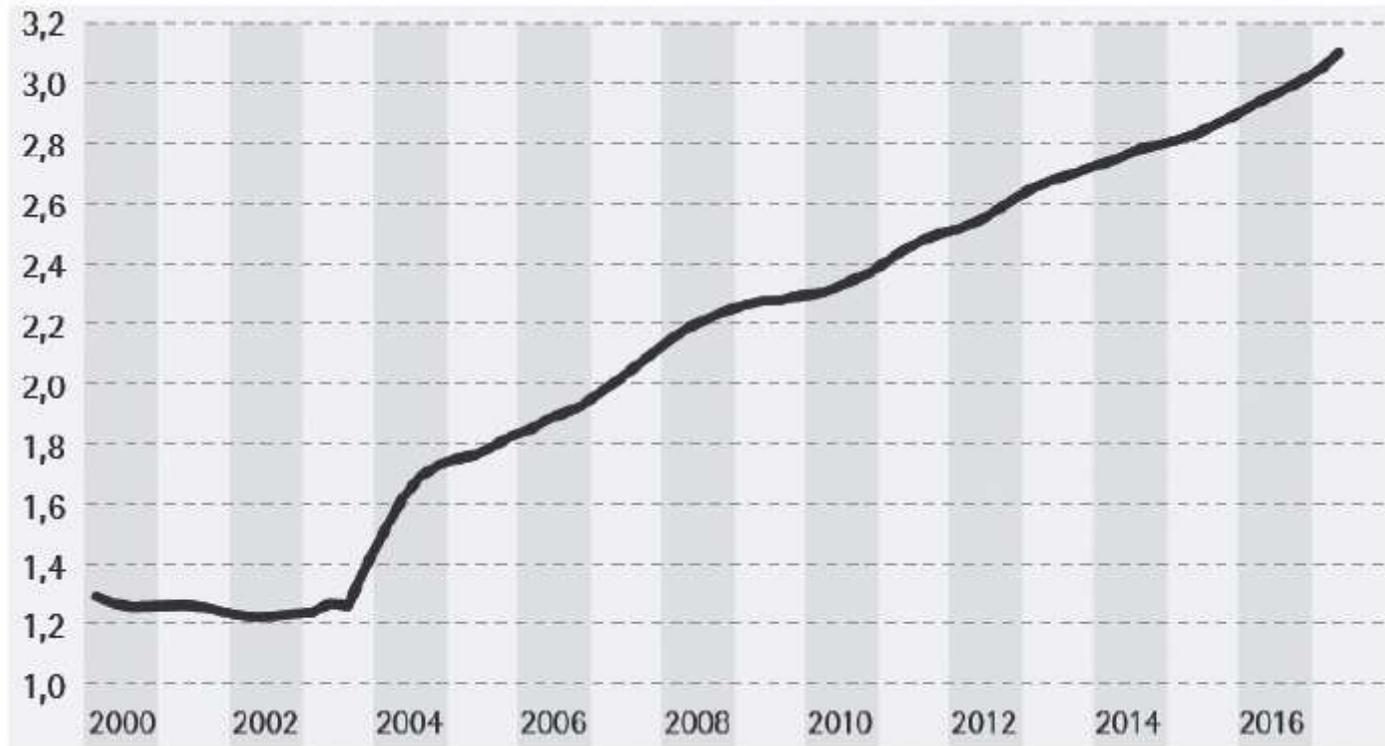


出所：Eurostat

(出典)労働政策研究・研修機構『諸外国における副業・兼業の実態調査』 2018年4月。

# ドイツにおける副業者の推移

図表 2-2 副業者数の推移（2000年第1四半期～2017年第2四半期）（単位：百万人）



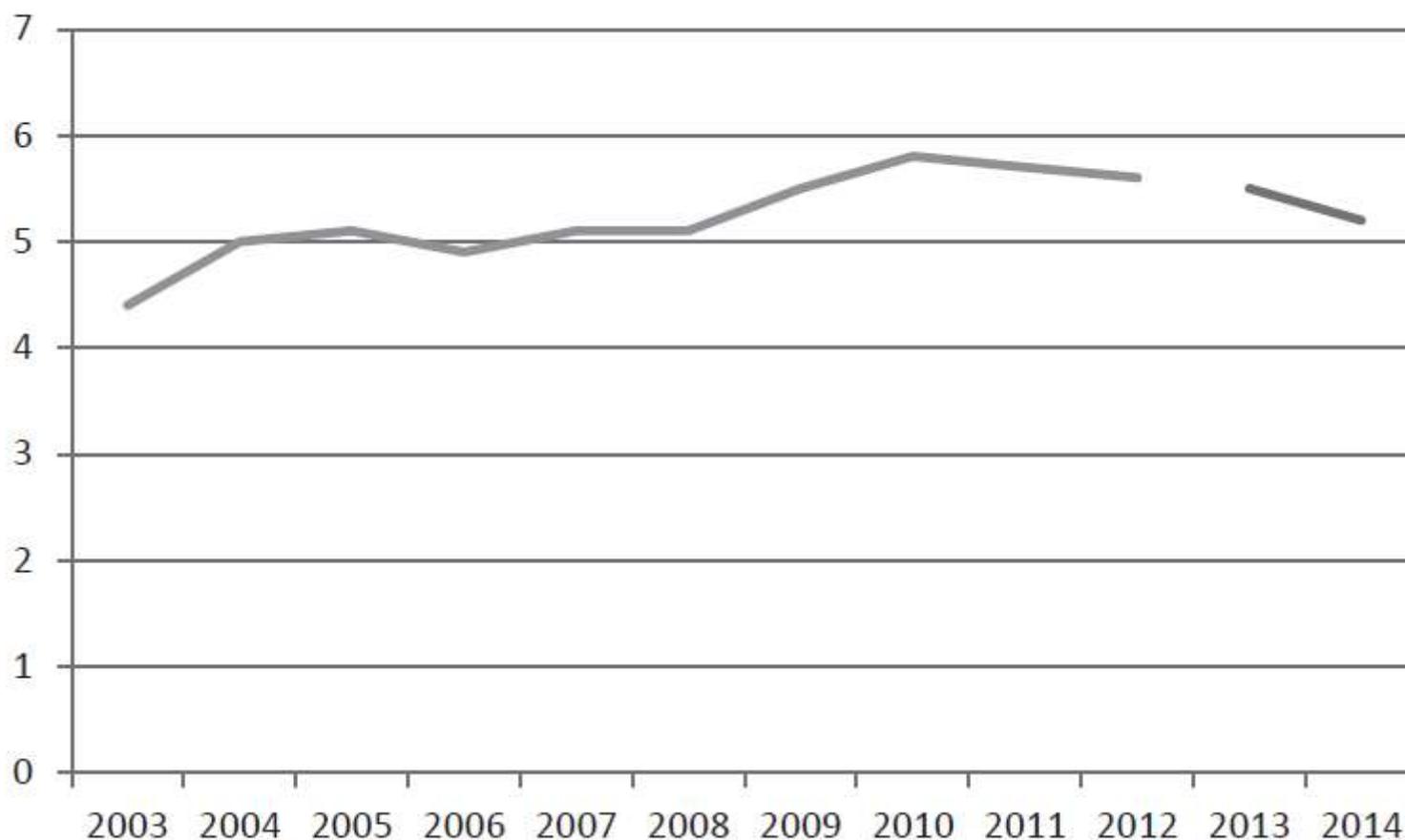
出所：IAB(2017).

↑  
雇用者全体の6.7%

(出典)労働政策研究・研修機構『諸外国における副業・兼業の実態調査』 2018年4月。

## フランスにおける副業者の推移

図表 3-2 15歳以上就業者に占める複数就業者の割合の推移 (%)



(出典)労働政策研究・研修機構『諸外国における副業・兼業の実態調査』2018年4月。  
雇用調査は2012年までと2013年以降で集計方法が異なるため、厳密な意味で連続した数値ではない。

## 本業・副業の従業上の地位・雇用形態(単位:人)

2017年10月1日		本業の従業上の地位・雇用形態			
		総数	うち雇用者	うち正規の職員・従業員	うち非正規の職員・従業員
副業の従業上の地位・雇用形態	総数	2,678,400	2,221,100	680,200	1,250,800
	自営業主	760,400	613,300	241,700	288,500
	家族従業者	309,900	258,100	92,600	152,900
	雇用者	1,536,500	1,287,800	324,000	772,100

(出典)平成29年就業構造基本調査より抜粋して編集

## 結論：自営業でない副業が増えるなら

- 本業先も副業先も非適用の場合、ドイツのように労働時間等を合算して適用要件を判定することを検討。  
(どのように事務を構築するかが課題)
- 副業の手続きの簡易化としての事後調整の仕組みの検討。  
(事務負担の抑制が課題)
- 副業による本業保険料の変動対策として、標準報酬の廃止。  
報酬月額に保険料率を乗じて保険料を徴収することにする。
- 自営業の週20時間バイト対応として、国民年金と厚生年金の統合。